

旅費日当及び食卓料の改正について

	日当 (※1)	宿泊 (※2)	支給区分 (※2)		
			全額支給	2分の1支給	支給しない
現行	2,600円	要しない	兵庫県外	右記の区域以外の 県内	神戸市(西区及び北 区に限る。)、明石 市、加古川市、高砂 市、西脇市、小野市、 加西市、加東市、三 田市、稲美町、播磨 町
		要する	右記の区域以外	神戸市(西区及び北 区に限る。)、明石 市、加古川市、高砂 市、西脇市、小野市、 加西市、加東市、三 田市、稲美町、播磨 町	/
改正	2,200円	区分無し	/	右記の区域以外	神戸市、明石市、加 古川市、高砂市、西 脇市、小野市、加西 市、加東市、三田市、 稲美町、播磨町

(※1)日当及び食卓料の金額は、三木市職員の旅費に関する条例に規定

(※2)宿泊・支給区分は、三木市職員の旅費に関する条例施行規則に規定